

○蕨市審議会等の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議公開の原則）

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 蕨市情報公開条例（平成19年蕨市条例第35号）第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項について調停、審査、諮問、調査等をする場合

(2) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

(3) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

（会議の公開又は非公開の決定）

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定により、審議会等が行うものとする。

2 審議会等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

○蕨市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

～中略～

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ